

鳥取県県土整備部タブレット端末貸借仕様書

1 概要

鳥取県県土整備部発注工事の工事現場などにおける現地確認の情報共有や契約図書データの保持による現場協議対応の円滑化を図るため、タブレット端末を導入する。

2 借入物品の名称及び数量

タブレット端末 57 台

3 借入期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 30 日まで

4 納入期限

令和 8 年 5 月 29 日とする。

契約の相手方（以下「乙」という。）は納入期限までに、キitting作業、機器設定、動作確認、納入検査を完了し、5の納入場所へ使用可能な状態で納入すること。

5 納入場所

所属名	住所	台数 (iPad Pro)	台数 (iPad)
県土整備部技術企画課	鳥取市東町 1 丁目 220	2	
鳥取県土整備事務所	鳥取市立川町 6 丁目 176	3	13
八頭県土整備事務所	八頭郡八頭町郡家 100	3	5
鳥取港湾事務所	鳥取市港町 8		1
中部総合事務所県土整備局	倉吉市東巖城町 2	3	8
西部総合事務所米子県土整備局	米子市糺町 1 丁目 160	3	9
日野振興センター日野県土整備局	日野郡日野町根雨 140-1	3	4

6 仕様の詳細

機種	iPad Pro Wi-Fi+Cellular モデル	iPad Wi-Fi+Cellular モデル
OS	iPad OS	iPad OS
CPU	Apple M4 チップ同等以上	A16 チップ同等以上
容量	256GB 以上	128GB 以上
重さ	450g 以下	490g 以下
色	指定なし	指定なし
画面サイズ	11 インチ以上	11 インチ以上
通信機能	5G に対応	5G に対応
無線通信	Wi-Fi6 以上に対応 Bluetooth5 以上に対応	Wi-Fi6 以上に対応 Bluetooth5 以上に対応
付属品	20W USB-C 電源アダプタ USB-C 充電ケーブル(1m)	20W USB-C 電源アダプタ USB-C 充電ケーブル(1m)

7 初期設定等

初期設定等に必要な事項は、発注者（以下「甲」という。）と協議して設定するとともに、機器設定書及び作業計画書を作成し、作業着手前に甲に提出して承認を得た上で着手すること。想定される項目は、次のとおり。

(1) キットティング

Apple ID 等のアカウント設定、メール設定、MDM（モバイルデバイス管理）などの設定を行うこと。本契約前の契約から同じサービスを利用する場合に、現状のデータや必要な情報などの資産を引き継ぐ設計とすること。既存環境との差異がある場合は、差異に関する資料を作成し提示すること。また、それに伴い考えられる影響について鳥取県職員向けに説明を実施すること。

(2) MDM

甲の端末等管理者（以下「端末等管理者」という。）が遠隔で、リモートロック、リモートワイプ、デバイス機能制御、アプリケーション制御などを行えるようにすること。

なお、詳細な設定内容は、甲と協議の上決定する。

ア 管理画面の設定

端末等管理者の端末を MDM 管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面とする。

イ 検知項目

不正アプリの利用通知

Jailbreak（脱獄）通知

ウ 設定項目

データ通信回線の利用中断・再開、リモートロック・リモートワイプ（MDM 管理機から遠隔操作可能であること。）

(3) その他のアプリケーション設定

甲が指定するアプリケーションをタブレット端末にインストールすること。

(4) フィルタリング

端末等管理者がカテゴリ別、ホワイトリスト、ブラックリスト等によるインターネットフィル

タリングの設定を行えること。

(5) その他

ア 管理番号、サポートダイヤル等の情報のラベル貼付

イ 1台ごとのメールアドレス・ID・パスワードの登録設定

8 成果物

納入期限までに借入物品を納入するとともに、次の書類を提出し、甲の確認を受けること。その際、当該職員から修正、追記等を求められた箇所については、速やかに修正して提出すること。

なお、書類は、日本語で作成し、製本はA4版を原則とすること。

また、ドキュメント類についてはMicrosoft Office Word、ExcelまたはPDF（ファイル内の文字検索が可能なこと）等で作成するなど、甲がメンテナンス作業を容易に行えるよう考慮することとし、電磁的記録媒体(CD-R又はDVD-R)に格納して、又は電子メール等により提出すること。

成果物は鳥取県県土整備部技術企画課に提出すること。

(1) 機器設定書（端末管理台帳・キッティング手順書・設計書を含む。）

(2) 保証書

(3) その他甲が必要と認める関連図書及び資料

9 納入に係る留意事項

(1) キッティング作業等は甲が別に指定したものを除き、納入期日までに完了しておくこと。

(2) タブレット端末の付属品、保証書などはそれぞれの対象ごとに分類、整理して提出すること。

(3) 納入に当たっては端末の裏面下部にそれぞれの管理番号、サポートダイヤル等の情報のラベルを貼付すること。

(4) 不要な梱包材は、引取り及び処分を行うこと。

(5) 賃貸借期間が満了したタブレット端末については、乙は速やかに記録媒体内の情報を消去又は記録媒体を破壊し、契約期間内に撤去を行うこと。

なお、情報の消去及び記録媒体の破壊に係る具体的な手順は、令和2年5月1日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」に定めるところによる。

10 納入の確認及び引渡し

(1) 乙は、借入物品を甲指定の納入場所に納入し、甲が使用できる状態にしたときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(2) 甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、借入物品が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

(3) 乙は、(2)の確認に立ち会わなかったときは、確認の結果について異議を申し立てることはできない。

(4) (2)の場合において、確認に要する費用は、乙の負担とする。

(5) 甲は、(2)の確認完了後、乙が借入物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けなければならない。

(6) 乙は、借入物品が(2)の確認に合格しないときは、直ちに物品の修補又は取替えをして検査

職員の確認を受けなければならない。

11 納入費用等の負担

- (1) 本契約に基づく物品の納入及び撤去その他本契約を履行するために要する全ての費用は、乙の負担とする。
- (2) (2) の場合において、乙が撤去を遅滞したときは、甲は、乙の代わりに撤去し、その費用を乙に請求する。

12 保守

タブレット端末の補償に関する内容を含み、紛失、盗難、自然故障、火災による焼失、水濡れ、その他偶然の事故による全損又は一部の破損（以下「故障等」という。）に対応すること。

鳥取県内の全カバーエリアにおいて移動通信サービスを提供する電気通信事業を運営し、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用しており、契約期間中に回線の状況不良が発生した場合に、調査及び改善策の提案を行い対応すること。

(1) 保守対応期間

鳥取県庁閉庁日以外の日における 9 時から 17 時まで対応すること。

なお、故障等に係るタブレット端末の受け渡しは配送等により対応すること。

※鳥取県庁閉庁日：鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)に規定する県の休日)

(2) 保守の方法

タブレット端末に故障等が発生した場合は、無制限で速やかに交換・修理等を行うこと。

なお、再キittingは甲で実施する。

13 セキュリティ対策

- (1) タブレット端末、ID ごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
- (2) 第三者による不正使用又は情報漏えいに対するセキュリティ対策がなされていること。
また、位置情報ログ、アクセスログの記録・管理が適正になされ、事故発生時など必要な場合に、甲に対し情報を提供できること。
- (3) 障害発生時に素早い復旧が可能な対策が講じられていること。

14 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

乙は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 追完請求権

ア 甲は、借入物品の引渡し後、当該物品が本仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により無償で修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(3) 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

(4) 損害賠償

乙は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 守秘事項等

ア 乙は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを許可なく蓄積し、他の目的に使用したり公表したりしてはならない。

イ 乙は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 乙は、本業務に従事する者並びに（6）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 甲は、乙がアからウまでの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(6) 再委託の禁止

ア 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 甲は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る賃貸借料月額に12を乗じて得た金額（以下「賃貸借料年額」）の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 乙は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

(7) 調査等

甲は、必要があると認めるときは、乙の本業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。乙は、これに従わなければならない。

(8) 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

(9) 賃貸借料の支払

ア 乙は、当月分の賃貸借料を翌月甲に請求する。

イ 甲は、前項の規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る賃貸借料を乙に支払う。

ウ 甲が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、乙は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

(10) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（甲、乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条第 1 項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(11) 違約金

甲は、乙が契約期間内に賃貸借を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、賃貸借料年額から既完了部分（乙が既に賃貸借を完了した部分のうち、甲が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条の規定により計算した額を、違約金として乙に請求することができる。

(12) 任意解除

ア 甲は、(13) 又は (14) の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 甲は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の 1 か月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(13) 催告による解除

ア 甲は、乙が次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

（イ）本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

（ウ）正当な理由なく、14（2）アの履行の追完がなされないとき。

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 乙は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料年額の 10 分の 1 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 催告によらない解除

ア 甲は、乙が次の（ア）から（ク）までのいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

（ア）本業務の履行不能が明らかであるとき。

（イ）本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (エ) 納入期限までに、乙が借入物品の納入をしないでその時期を経過したとき。
- (オ) (ア) から (エ) までに掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が (14) アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (カ) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- a 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - b 暴力団員を雇用すること。
 - c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。
 - e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - g 暴力団若しくは暴力団員であること又は a から f までに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- イ 乙は、アの規定により本業務に係る契約を解除された場合、違約金として賃貸借料年額の 10 分の 1 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(15) 解除の制限

(13) ア (ア) から (エ) まで及び (14) ア (ア) から (オ) までの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、(13) 及び (14) の規定による契約の解除をすることができない。

(16) 賠償の予定

乙が (14) ア (カ) に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として賃貸借料年額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(17) その他

ア 乙は、本業務の実施に当たり、甲と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を適宜、甲に報告すること。

イ 乙は、本業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項について、打合せの中で発生した要件については、甲と協議

の上、可能な限り対応を検討すること。

ウ 乙は、打合せのための資料作成及び議事録の作成を行うこと。

エ 契約書の作成に当たり、一般事項の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

オ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

カ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して定める。